

川俣町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 11,412	千円 9,470,681	千円 468,988	千円 1,184,749	% 12.5	% 10.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

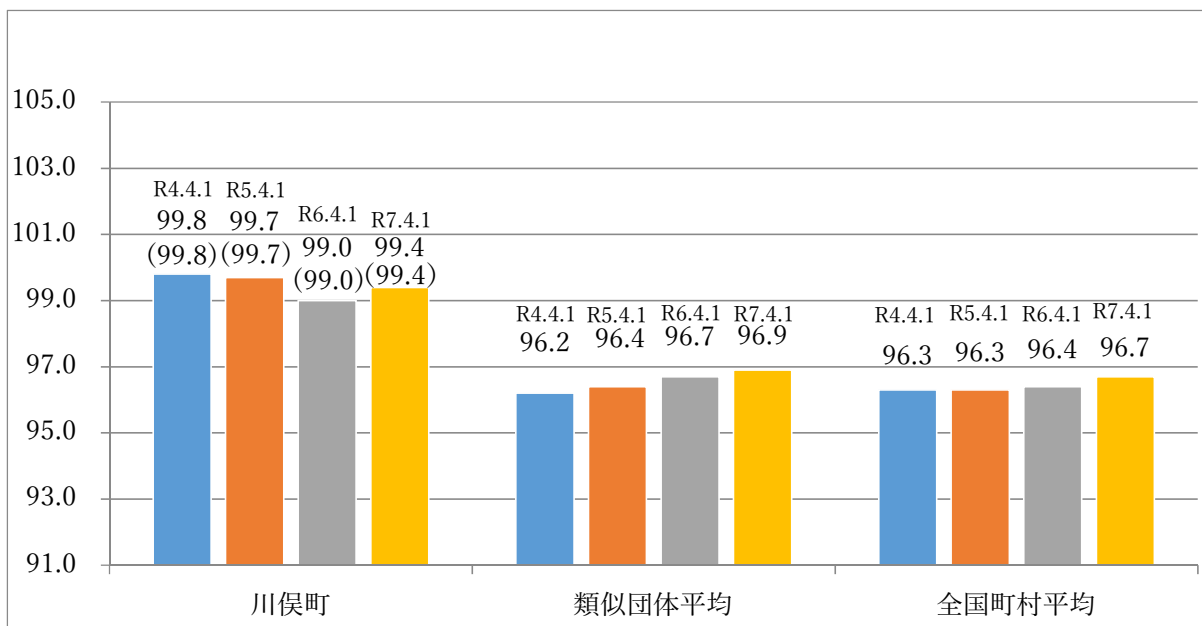
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 116	千円 420,509	千円 76,752	千円 173,561	千円 670,822	千円 5,783	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

川俣町では人事委員会を設置していないので、記載しない。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和6年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、初任給や若年層の俸給月額の引き上げを実施。また、係長級以上の職員を対象とする級では、各級の初号の俸給月額を引き上げ、若手・中堅が早期に昇格した場合のメリット(昇格に伴う俸給月額の増加額)の設定を見直した。

②地域手当の見直し

川俣町では地域手当を支給していない。

③その他の見直し内容

管理職手当について定額化を実施。

(令和5年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川俣町	39.5 歳	301,954 円	366,369 円	327,241 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	366,537 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円

② 技能労務職

川俣町には技能労務職はいない。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川俣町	43.7 歳	332,840 円	346,631 円
福島県	45.3 歳	381,000 円	421,381 円
類似団体	40.8 歳	312,645 円	337,786 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		川俣町	福島県	国
一般行政職	大学卒	230,300 円	230,300 円	220,000 円
	高校卒	198,000 円	198,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

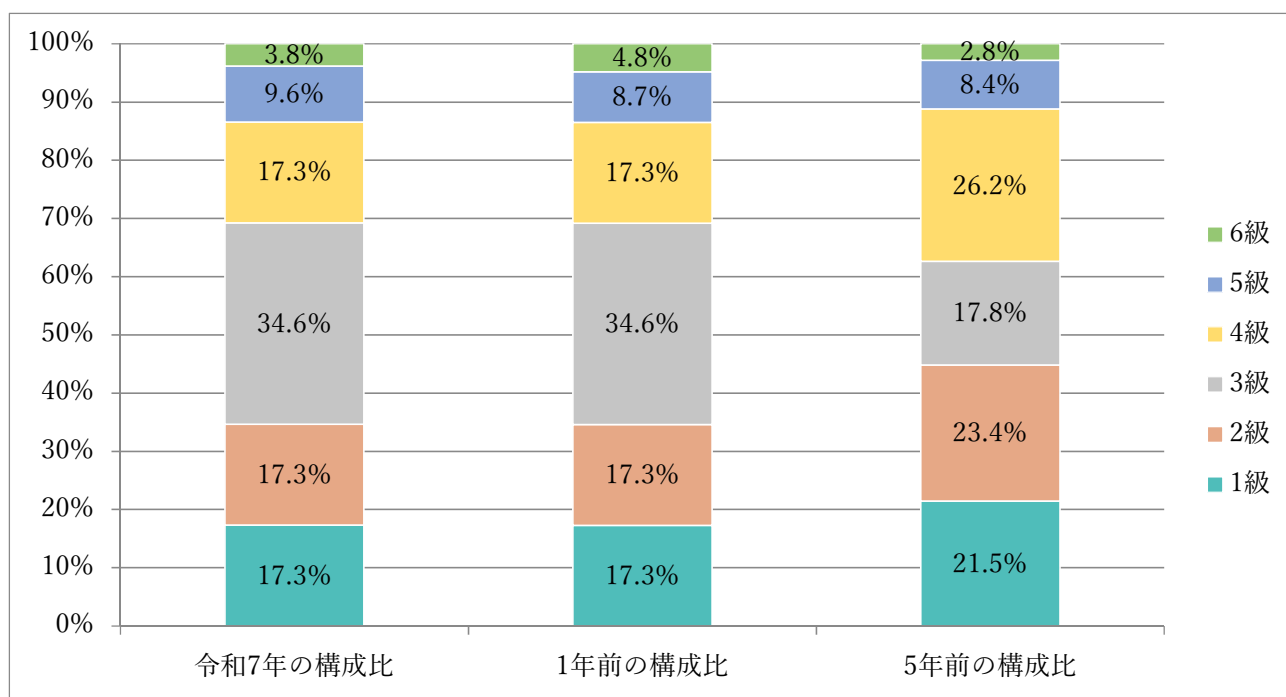
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,500 円	354,400 円	389,100 円	410,600 円
	高校卒	258,600 円	325,400 円	356,600 円	393,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

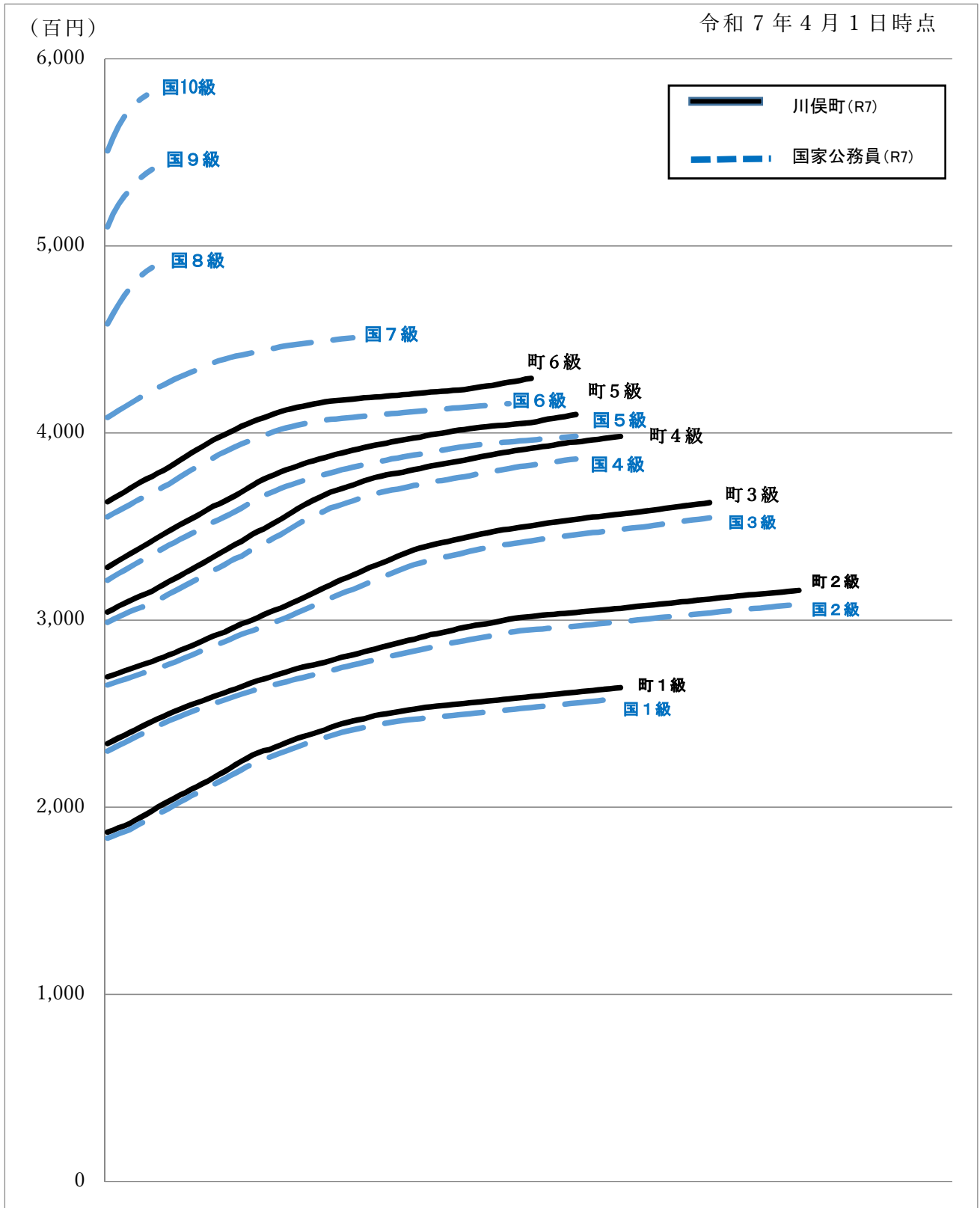
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	18人	17.3%	186,700円	263,900円
2級	副主査	18人	17.3%	234,000円	315,900円
3級	係長、主査	36人	34.6%	269,700円	362,800円
4級	課長補佐、主任主査	18人	17.3%	304,300円	398,200円
5級	課長、主幹	10人	9.6%	328,200円	409,900円
6級	総務課長、企画財政課長、 教育次長、参事	4人	3.8%	363,300円	429,200円

- (注) 1 川俣町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（川俣町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川俣町	福島県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,560千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,760千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川俣町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年12月		令和8年12月	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

川俣町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
—			調整率	83.7/100	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給：勸奨退職の場合1号~2号) 勸奨退職の円滑化のため			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
自己都合 応募認定・定年			—		
1人当たり					
平均支給額	8,462千円	21,750千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

川俣町では地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		56千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		11,004円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		3.93%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
死体取扱手当	右記業務に従事した職員	死体の運搬等	—	日額 1,100～2,200円
災害応急作業等 手当	右記業務に従事した職員	居住制限区域内での 作業等	55千円	日額 660～40,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	31,005千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	296千円
支給実績（5年度決算）	30,199千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	293千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6、5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		43千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		42,200円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
山木屋地区復興拠点 商業施設	その他の職員	42,200円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給単価) 子 11,500円 配偶者 3,000円 その他 6,500円 子のうち16歳以上23歳未満 5,000円加算	同		9,861千円	201,243円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に支給 (支給単価) 上限28,000円	異	国 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	10,067千円	279,611円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員に支給 (支給単価) 交通機関利用：1箇月の運賃相当額(ただし、運賃相当額が55,000円を超えるときは55,000円を超える額の1/2を加算した額) 自動車等利用：通勤距離に応じて3,000円～56,400円	異	国 交通機関利用：上限55,000円 自動車等利用：通勤距離に応じて2,000円～66,400円	9,968千円	124,590円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給単価) 30,000円 距離に応じた加算額 8,000円～70,000円	同		千円	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給単価) 職に応じ36,000円～70,000円 (定額)	異	国 職員の区分に応じ46,300円～130,300円	15,792千円	564,000円

宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給単価) 勤務1回につき5,600円	異	国 勤務1回につき4,700円～22,500円	1,356千円	13,552円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給単価) 勤務1回につき12,000円 (6時間を超える場合 18,000円) 平日深夜勤務1回につき6,000円	異	国 職員の区分及び勤務時間に 応じ3,000円 ～27,000円	480千円	21,818円
災害派遣手当	災害復旧等のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、居所を離れて川俣町の区域に滞在することを要する場合に支給 (支給単価) 滞在日数及び滞在施設の区分に応じて、1日につき3,970円～6,620円	異		千円	円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	846,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円 / 650,000円		
	副 町 長	676,000円	676,000円 / 532,000円		
報 酬	議 長	412,000円	412,000円 / 247,000円		
	副 議 長	310,000円	330,000円 / 193,000円		
	議 員	278,000円	310,000円 / 175,000円		
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(6年度支給割合) 3.5月分			
	議 副 議 長 長 員	(6年度支給割合) 3.5月分			
退 職 手 当	町 副 町 長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		846,000円×在職月数×0.48 676,000円×在職月数×0.29	19,491,840円 9,409,920円	任期毎 任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

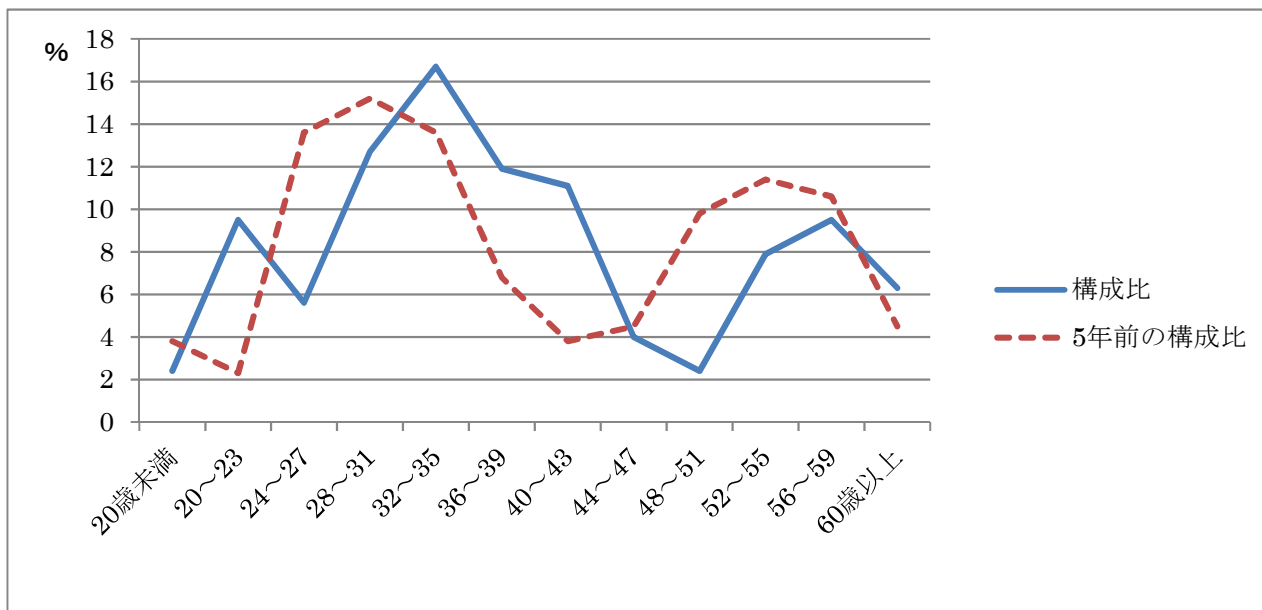
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務	35	34	1	休職に伴い部門間異動したことによる増
		税 務	9	9		
		民 生	12	13	▲1	休職に伴い部門間異動したことによる減
		衛 生	12	12		
		農 水	11	11		
		商 工	7	7		
		土 木	9	9		
	計	98	98		<参考> 人口1万当たり職員数 83.85人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 80.18人)	
		教育部門	18	17	1	教育部門の体制強化による増
	消防部門	—	—	—		
	小 計	116	115	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.25人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.19人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3			
	そ の 他	7	7			
	小 計	10	10			
合 計		126	125	1	<参考> 人口1万当たり職員数 107.81人	
		[180]	[180]	[180]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	12人	7人	16人	21人	15人	14人	5人	3人	10人	12人	8人	126人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	7年	6年	5年	4年	3年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	98	98	102	97	100	102	▲4(▲3.9)
教育	18	17	18	18	20	19	▲1(▲5.3)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	116	115	120	115	120	121	▲5(▲4.1)
公営企業等会計計	10	10	12	12	11	11	▲1(▲9.1)
総合計	126	125	132	127	131	132	▲6(▲4.5)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 川俣町水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 259,952	千円 ▲9,107	千円 13,751	% 5.3	% 6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 () 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3	千円 9,555	千円 1,707	千円 2,489	千円 13,751	千円 4,584	千円 6,317

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川俣町	42歳	246,038円	360,298円
市町村平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川俣町	全国市町村平均
1人当たり平均支給額（6年度） 719千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,593千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.000)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川俣町			全国市町村平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	—
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
(退職時特別昇給：勸奨退職の場合1号~2号)			
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
令和6年度は退職者なし		7,848千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

川俣町では地域手当を支給していない。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		—		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		—		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	右記業務に従事した職員	死体の運搬等	—	日額1,100~2,200円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	居住制限区域内での作業等	—	日額660~40,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	617千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	206千円
支給実績（5年度決算）	448千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	149千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6、5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当		（一般行政職に同じ）		628 千円	314,000 円
住居手当		（一般行政職に同じ）		82 千円	81,600 円
通勤手当		（一般行政職に同じ）		575 千円	191,612 円
単身赴任手当		（一般行政職に同じ）		千円	円
管理職手当		（一般行政職に同じ）		千円	円
宿日直手当		（一般行政職に同じ）		千円	円
管理職員特別勤務手当		（一般行政職に同じ）		千円	円
寒冷地手当		（一般行政職に同じ）		千円	円
災害派遣手当		（一般行政職に同じ）		千円	円